

第四十八回 参議院 商工委員会 會議録第十八号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十一時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
中田 吉雄君
向井 長年君

委員

赤岡 文三君
植垣 弥一郎君
川上 為治君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
阿部 竹松君
大矢 正君
格 繁夫君

衆議院議員

発議者 海部 俊樹君
発議者 麻生 良方君

國務大臣

國務大臣 高橋 衛君

政府委員

経済企画庁調整局長 高島 節男君

通商産業省公益事業局長 宮本 惇君

事務局側

常任委員会専門員 小田 橋貞君

本日の会議に付した案件

○電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

第九部 商工委員会會議録第十八号 昭和四十年五月十三日【参議院】

○電気工事業及び電気工事士法案(衆議院送付、予備審査)
○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案、電気工事士法案、以上両案の提案理由の説明を聴取した後、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査を行なうこととなりまして、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより議事に入ります。

予備審査のため、本委員会に付託されました電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案、電気工事業及び電気工事士法案、以上両案を一括して議題といたします。

発議者から順次提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員(海部俊樹君) ただいま議題となりました電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年における電気技術の急速な進歩による電気施設の高度化と家庭電化の進展に伴う電気使用量の著しい増加により、電気施設の保安の重要性はますます高まっております。さきに制定されました電気事業法におきましても、この点を重視し、電気工作物の保安体制を整備し、合理化することが大きな目的の一つになっております。これは御承知のとおりであります。ここに提出いたしました電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案は、一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的としており、であります。このため電気工事業を営む者の営業所について登録の実施、電気工事管理者の設置、工事記録の保存等の措置を定め、あわせて電気工事業の運営の適正化をはかりとするものであります。

次にこの法案の要旨を御説明申し上げます。第一は、電気工事業者の登録等に関する規定であります。電気工事業を営んでいられる者または営もうとする者は、営業所ごとに都道府県知事に所要の事項を記載した登録申請書を提出し、登録を受けることができることとしたこととあります。なお、この登録を受けるときは、当該営業所に電気工事士が二名以上置かれていなければならないこととあります。

第二は、電気工事の管理に関する規定であります。これは電気工事にかかる事故を防止するため、電気工事業者の管理体制を整備しようとするもので、所屬する電気工事士のうちから電気工事管理者を置き、電気工事の設計、施工等電気工事に関する業務を管理することとしたこととあります。また、電気工事の施行に関する帳簿書類を保存させることとしたこととあります。

第三は、登録電気工事店等の名称についてであります。登録電気工事業者は、登録電気工事店の名称を使用し得ることとし、登録を受けていない者の類似名称の使用を禁止したこととあります。第四は、その他、報告及び検査、罰則等所要の規定を設けたこととあります。

以上がこの法案の提案理由及び要旨の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛

同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 発議者、衆議院議員麻生良方君。

○衆議院議員(麻生良方君) ただいま議題となりました電気工事業及び電気工事士法案の提案理由を御説明いたします。

いまや、国民経済の発展に伴い、家庭、店舗、工場、その他の諸施設における電力消費は増加の一途に向かっており、これに伴って電気工事量も急増しております。それは、工場やホテルなどの複雑な配電工事をはじめ、家庭におきましても各種の電気器具の利用度が高まりましたので、配電は複雑になってまいりました。電気工事費の総額で見ますと、昭和三十八年度の建築工事費二兆四千三百億円のうち、電気工事費は、おおよそ千九百億円ないし二千二百億円程度に達するものと推定されております。いまや、電気工事業の工事費総額は、一つの産業としても、相当高い地位を占めるに至っております。電気工事業はますます高度の技術と確実なる保安が要求され、産業としての、かつ企業としての会社責任を正當に負担すべき時代となつてきています。以上が、現在の電気工事業は、法制上で独立した産業としての扱いを受けておりません。すなわち、電気工事業は電気配線工事として、建設業法の定める建設工事の一部に含まれております。電気工事業は総合的な建設工事の下請の立場に置かれております。その結果として、電気工事の下請準拠を常に脅かされ、工事の保安責任を完遂し得る態勢になつておりません。私どもは、この憂うべき弊害を除去し、今後の電気工事業が十分に保安責任と高度化する配線工事技術を駆使し得る産業態勢を確立せんがため、ここに本法案を提出したのであります。

本案の要旨の第一点は、電気工事業は電気事業

法で定める電気工作物の工事の任に当たる業種として、適確なる法制上の根拠を与えて、業界の社会責任を明らかにする点であります。この見地に立つて、本案では、まず第二章「電気工事業者」におきまして、業種としての電気工事業者のあり方を規定しました。まず、この業を営む者を、すべて通産大臣または都道府県知事に對する登録制とし、登録有効期間を二年とし、登録の要件として、事業所ごとに電気工事士であつて電気工事に關し、三年以上の実務の経験を有する者を一人以上置かねばならないこととしました。登録制によりまして、企業責任を明らかにし、登録期間と、電気工事士の配置義務によつて、保安及び配線上の技術責任を明らかにしたのであります。

また登録を受けた業者に対し、國は適正な施工の確保と、業の健全な発達をはかるための必要な指導助言または勧告を行なうことができることとし、かつ、電気工事が委託その他いかなる名義いかんを問はず、その工事契約は、電気工事の請負契約とみなすこととしました。これによつて、國は業の健全なる発展に助力し、電気工事契約の自主独立を保障することとしました。

本案の要旨の第二点は、第三章「電気工事業者団体」におきまして、業の健全なる発展をはかることを目的とする社団または財団の法人格を持つ団体の設立は届け出制とし、國に對して所定の報告を義務づけることにしました。これによつて、業者団体の社会上、産業上の責任と役割りを高く評価することにしたのであります。

本案の要旨の第三点は、第四章「電気工事士」であります。現在、電気工事業は電気工事士の免状のある者が営むことができることになっていて、小規模零細企業が乱立し、過当競争を招来しております。したがつて、私どもは現行の電気工事士法を本案の第四章として繰り込むこととし、電気工事をまず業として確認し、この上に立つて電気工事士の地位、任務を定めることとしました。なお、電気工事士の免状、試験、義務については、おおむね現行法を準用することといたします。

なお、本案の施行は、公布の日から起算して六十日以内とします。

また、経過規定として、現在、建設業法に基づき電気工事を営む者は、本案の施行より三年間は登録を受けなくても、業を営むことができることにしました。

本案は、あくまでも、電気工事業の健全な発達によつて、技術の高度化と保安の確保をはかり、あわせて中小企業者が多い本業種の自主独立性を守らんとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、本案に賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上をもつて兩案の提案理由の説明を終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大矢正君 先般、海外経済協力の問題について議論をいたしてまいりましたが、海外経済協力といふにしても、借款あり、賠償あり、輸出入銀行を通じての延べ払いあり、そしてまた、この法律にありま基金の制度あり、民間の経済協力あり、あるいはまた技術援助がありというように、非常にたくさん援助の方法があると思つて、昭和三十九年度、そこで、ごく最近の統計として、昭和三十九年度のそれら海外経済協力と思われる内容は具体的にどうなつておるのか。先般、経済企画庁長官はエカフェにおける話し合いとか、あるいは国民所得に対する一〇程度の海外に對しての経済協力というふうな御発言もありましたが、三十九年度はどういう項目でどういふ援助をしたのか、その点について具体的にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(高島節男君) 三十九年度にお答え申し上げますと、大体大きく分けまして三つの柱があるかと思ひます。

一つは、賠償あるいは技術協力といった比較的

贈与に近い感じのもの、これが一つ。これは大体六千八百萬ドル、三十九年度でございます。それが第一。

それから第二は、長期の信用供与、いわゆる延べ払いとか、あるいは四借款と稱しております直接借款とか、そういうものを合わせまして一億二千七百萬ドル、その内訳は、直接借款が四千九百萬ドル、それから五年をこえま延べ払い、輸出債権、これが八千九百萬ドル程度でございます。若千過去の債権の繰り延べの返りがございまして、一千七百萬ドルを引きまして、これらの合計が一億二千七百萬ドル、第二のグループがござい

ます。

第三のグループに移りまして、民間の直接投資でございます。これが三千九百萬ドルでございます。合計で二億四千五百萬ドルでございます。これが三十九年度でございますが、国民所得の計数はいつも正確なものは決算的に出てまいるのは非常におくれでございますが、一応の三十九年度の国民所得の推計に對してこれを充ててみますと、大体〇・四五%になるというのが、この前長官からお答えがありました〇・四五%の内訳でございます。

○大矢正君 いま申されましたこの賠償あるいは技術協力、それから次は信用供与、三番目は民間直接投資、この中で長期信用供与というものは、輸出入銀行における延べ払いと、いま議題となつております基金による借款と申しますか、これ以外にはこの中にはないのかどうか。それから具体的にこれは二つに分けた場合にどの程度の金額にそれがなるのか。

○政府委員(高島節男君) ちょっとその点内訳を持つておりませんが、大勢を申し上げますと、輸出入銀行から出ているのが大部分でございます。基金はこの前申し上げましたような程度の数字でございます。それから、三十九年度年として申すか、なものでございまして、大半が輸出入銀行から出ているものと御理解いただいてよろしゅうござ

います。

○大矢正君 そこで、いま言われたような方法による経済協力があるわけでありまして、政府としては経済協力というものの柱を一体どこに置いて、これから海外に對しての経済協力をしたいというお考えになつておられるのか。これは賠償といふのはともきまつてゐる問題でありまして、品目の内容を兩國が話し合つてゐる程度で、金額のことはおおよそきまつてゐるわけでありまして、要は、一体どこにウエートを置いて海外に経済協力をしようとしてゐるのか、その基本的な方向についてこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋衛君) ただいまお話のとおり、賠償関係は大体金額があらかじめきまつておりまして、その内容について話し合いが行なわれるというだけにとどまる次第でございます。しかも、これは過去において取りきめの行なわれたものについては金額が漸次減少してきてゐるのが現状でございます。したがつて、今後は民間のものが相当出ていくという見通しがなければ、結局政府のつまり援助といひますか、輸出入銀行を通じて、または基金を通ずるところのものがある程度中心にならざるを得ないかと思ひます。大体のこれは見通しでございます。どこに中心を置くかといふことについては、民間の自発的な協力が一番望ましいことは望ましいのでありますが、なかなかそうスムーズにいく問題でもないかと思ひますが、自然政府において相当これを援助をするという形にならざるを得ないというふうな見通しでございます。

○大矢正君 だいたい委員会の中が騒々しいものですから、たいへん恐縮ですが、少し大きい声でお答えをいただきたいと思ひます。

先般のアメリカのジョンソン大統領が表明をされた、特に東南アジアに對しての十億ドルと言われる経済援助、開発援助、それに対してわが國が協力をする云々という話も出ております。さらにまた、アジア開発銀行を設立し、それに対して日本が協力をしていくというふうな話も現状出ている。それから確定的であるかどうかかわかりません

が、外務省等においては、總理基金という仮称をつけて、總理が直接無償で東南アジア諸国に対して開發援助のために供与するという方向も議論されているように承っておりますが、そういう國際的情勢の中におけるわが國の海外經濟協力の基本的な姿勢、考え方というものはどういふものなのか、この際承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋衛) 御承知のとおり、東南アジアは、はじめアフリカ等低開發國に対する日本との貿易關係は、ほとんど大部分が輸出でございます。輸出が多くなると輸入が少なくなるといふ片貿易になつてゐる關係からいたしまして、それらの國々から強く、つまり第一次産品等を中心にしての日本への輸入の要請が非常に強くなるわけでございます。また日本といたしまして、たとえばトウモロコシ等を漸次アメリカからタイに移行するといふような形でもつて、つまり輸出を増進するためには、それらの低開發國から輸入をある程度積極的に考える。そのために必要な開發投資と申しますか、そういうふうな施設も相當に必要になつてくる次第でございます。そういうふうな關係から申しまして、どうしても日本としては東南アジアを中心とし、低開發國に対する海外經濟協力という面においても積極的な態度をとることによつて、そういうふうな輸出のアンバランスによつても、しばらくの間了解を求めつつなお輸出の増進をはかつていきたい、こういう考え方でおるわけでございます。しこうして、ただいま御質疑のごさひました總理大臣基金でございますが、この問題については、政府としてはただいまのところこれを考えておるわけではございません。ただ、アジア開發銀行の構想につきましては、これは日本が中心になるということとは、とても日本の現在の經濟力から申しまして、とてい困難であるといふ考え方ではございますが、もしそれが成り立ち得るならば、日本はそれに協力していくといふ考え方のもとに今後話を進めてい

きたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大矢正君 先般のジョンソン提案に対して、日本も積極的にそれに協力をすべきであり、またしたいという意思表明が佐藤總理を通してなされておることを私は聞き及んでゐるわけでありまして、そうなるまいかと、海外經濟協力基金といふものをもつて海外經濟に対して協力をしたいといふところの考え方をもちになつてゐる企画庁長官として、いま申し上げました總理の基本的な考え方について、ジョンソン提案といふものをどう具體的に受けとめるか、アジア開發銀行をどうするか、あるいは總理基金といふようなものを、現実にはこれは供与であります。新聞の内容等を見ますと、これは借款ではなくて供与です。そういうものを現実にはやろうとしてゐるのか。やろうとする際にはどこでやろうとしてゐるのか。たとえば總理の基金といふものは、供与だということになりますと、この供与といふのは、韓國との間における三億ドルの供与もありまして、またベトナム等に対する協力といふ問題もありますし、いろいろ問題があると思ひますが、あなたのところにおつちやられたやうなつかみどころのないやうな御答弁ではなくて、そういう海外の經濟協力に対する基本的な考え方はどうやつていきたいのだといふことを、私はこの際明らかにしてもらいたい、こう思ひます。

○國務大臣(高橋衛) 予算の際にも論ぜられましたが總理大臣基金といふものは、内容が必ずしもこれは政府内部でまづ問題ではございませんで、政府全体としてはこれを発足するに至らなかつた次第でございます。しかし、大体外務省等において意圖された考え方は、供与的な性格のものであつたやうに聞いておる次第でございます。なお、アジア開發銀行については、これはまた第二世銀的な性格のもの、言いかえれば相當低金利長期のものでございまして、しかしやはり返還をするものであつて供与ではない、こういうふうに私もこの性格を受けとめておるやうな

次第でございます。そういうふうな考え方のもとに、これに対しては日本としてもこれが具體化する段階になれば協力していきたいといふ考え方を持つてゐるわけでございます。ただこれが、いつしからば具體的な話し合いがまづつて出発できるかといふ問題になると、必ずしもそう近く相談がまづまづかけてゐるといふふうな状況でもございませぬので、当面は經濟協力といふのは、やはり低利長期を要するところの開發投資等につきましては、どうしても海外經濟協力基金を活用することによつていくのが筋道である、かように考えておる次第であります。

○中田吉雄君 いろいろ御説明があらまじつたけれども、やはり海外經濟協力をどういふやうな姿勢で、どういふやうな機關で、どこに重点を置くかといふ大矢議員の質問について、必ずしもはつきりしないと思ひますが、あるいは長官もおいでになつたかもしれませんが、十日の午前十一時から丸ノ内の工業俱樂部で第二回海外經濟協力強調運動記念式典で佐藤總理は、エカフェー國連のアジア極東經濟委員會を中心とするアジア開發、それによつても積極的に協力する。世上伝えられるところによると二億ドルぐらゐの出資をする。同時に四月七日ですか、ボルネオでジョンソン大統領が演説しました、アジアに対して十億ドルの平和と經濟發展のために海外援助をする。その意を受けて、たしかロッジ特使とロストウが日本に来て、この問題についてかなり立ち入つた打ち合わせをしてゐるやうに新聞では伝えられ、同時にその會議で佐藤大臣は、これについても積極的に協力すると、こういうことを言つて、新聞にはこれに対しても約二億ドルの協力を惜しまないといふやうに伝えられてゐるわけなんです。しかも、これは特にジョンソンの構想については十分警戒を要するものがあると思ひます。たしかビルマ以東のベトナムとか、あるいは韓國とかといふやうな共産國との接点にあつて問題になつてゐるやうなところが主として対象のやうだし、一体どこを中心にしていくんだか、その辺も

う少し具體的に協力基金の担当所管とされては、やはりこういう問題については相當立ち入つた交渉をされてゐると思ひますが、どうなんです。

○國務大臣(高橋衛) 私十日の會合には全然出席いたしておりませんでしたが、また經濟企画庁からもだれも出席いたしておりませんので、その点はそのときにどういふことがあつたかといふことについては、中田先生と同じやうに新聞を通じて承知しておるだけでございますが、しかしこのアジア開發銀行の趣旨とか、これに対する日本の政府の考え方といふものについては、かねてから各省間に相談もありました事柄でございますが、これはどこまでも各國がアジア開發銀行に出資をして、そしてアジア開發銀行からそれぞれの地域の開發に対して金を貸すといふたてまえのものでございまして、日本が直接協力するといふものとは全然違つた性格のものに相なるわけでございます。日本から二億ドル程度出資をするといふ問題につきましても、これは私も新聞を通じて知つてゐる程度でございます。具體的な相談はこれはまだ全然受けておりません。それで、もちろん日本といたしましては、昨年の國連における貿易開發會議におきましても、國民所得の二%まで協力すべきであるといふ提案に対して賛成をいたしております關係もございまして、またその金額が一%といふことになれば、大体六億ドルをこえるところの金額に年間なるわけでございます。したがつて、もちろん出資をするといふことになれば、その一%の範囲内には當然入るべきものだといふやうに私も考えますが、しかし具體的にこれがどうなるかといふ問題はこれから問題であらうかと、かように考えておるわけでございます。

○中田吉雄君 やはりこの基金の今度の大きな改正では、二百億ですか、まあ借り入れできるやうになるというものが柱で、海外經濟協力をやるのはそういう全体の一環としてやはり整つた体制でいかぬと、經濟協力の効果も十分でないと思ひます。アメリカに追隨とは申しませんが、私はやはりた

だいま長官も言われたように、国連のアジア極東経済委員会が満場一致でアジア開発銀行というのが決議をされておられ、やはりこの線を通じて私はいくべきじゃないかと思う。ところが、そのジョンソン大統領のボルチモアの演説を受けて、ロッキとコチニクですか、ロッキ米代表が来たりして、やはりその十億ドルもマレーシアとかベトナムとか、あるいは韓国とかというような政情のおさまらないところを対象にしたジョンソン構想というものとかからんで非常にその辺が問題であり、特にやはり日本の経済協力の限度もあり、やはりどこを中心にするかということを含めねばならぬと思う。私はあとも質問をしようと思うのですが、関連質問ですから、これでやめようと思うのですが、やはり基本的な筋はエカフエの満場一致の決議に基づくアジア開発銀行の構想をやはり積極的に進めるべきで、マレーシアとかベトナム、あるいはアメリカのアジア政策の一環をなすような、大蔵省ですら心配しているような、アメリカの必ずしも長い目で見て正しいとは思われないアジア政策の一環をなすようなことがはたして妥当かどうか。こういう点はやはり十分問題にすべき点ではないかと思うのですが、その点はどうか。

○国務大臣(高橋衛) 日本は近年におけるこの経済成長は相当目ざましいものがございますが、しかし海外経済協力について一割の負担というものは相当大きな金額に相なるわけでございまして、そういうふうな関係もございまして、アジア開発銀行というふうなものをつくり出す場合におきましても、日本が中心的な役割を果たすというふうなところまでは、とうていいただいまの日本の経済力から申しまして、なかなかできにくいのではないかと、かように金額的には考えるわけでございまして、そうしてまた、二億ドル出資するというような話も聞いておりますけれども、聞いておられるのは新聞を通じて承知しているような程度でございまして、それにいたしまして、これは一時に出すものではなくて、やはりある程度期間を置いて出すものであらうとかやう

に考えておるわけでございまして。それで、先ほど答弁申し上げましたけれども、経済協力基金というものは、もとよりこれは事業を一つ審査して、その事業が返還をいただけるかどうかという、返還能力があるかどうかというところまで審査しながら、一々具体的に適当であると考えた場合に、それを貸し付けをさせていただきます。また投資をしていくというたてまえのものでございまして、ただいまお話のように、いやベトナムとか、いや何だとかいうような非常に政治的な考え方に基づいたところの問題として私どもは考えていない次第でございまして。

○大矢正君 大臣の御答弁では、なかなか納得がいきませんが、時間の関係もありますからして、基本的な問題はその程度にして、次に、海外経済協力の一体中心はどこにあるだろうかという点で私は非常に疑問があるわけなんです。金額的にいへば、どうも長期信用供与と申しますが、借款と申しますか、輸出入銀行を通じてのプラントを中心とした延べ払いというところが、金額的には中心になりそう。しかし、性格的にいうと、これよりはむしろこの基金なり、あるいはまた相手側の国からの希望によつて定められる内容ではあるが、賠償というものがどうも中心になるような感じがする。一体この海外経済協力の柱となるものは何なのかということが私どもにはわからないわけなんです。それぞればらばらに実際にやっておるというふうな感じを持たざるを得ないのです。なぜかという、輸出入銀行を通じてのプラント等を中心とした設備能力に対して、金がかさばるから長期の延べ払い、こういう考え方でありますれば、たとえば経済協力基金というものはあくまでも開発に直接結びつく、言ひなれば借款という考え方が筋として通らなければならぬのであります。それがどうもそうではないに、輸出入銀行で長期の延べ払いをやるにすれば将来不安があるから、その分はこの海外経済協力基金で補おうというふうな形が出てくる。そうすると、海外経済協力基金というのは、この借款を与えるのではな

しに、将来戻ってこないことを前提として供与を与えるというふうにわれわれとしては考えざるを得ないのです。この際私は、賠償あり、技術協力あり、それから延べ払いあり、また基金による貸し付けがあり、そして民間の投資がありというように、非常に複雑多岐に分かれていてそれぞれの分野に対しては、それなりの一つの性格づけを明らかにする必要があるのじゃないか。私は特にそのことが考えられてならないわけでありまして。たとえばいままで貸し付けされた案件の内容を見ても、なるほど銅山の探査調査とか、あるいはまたその他森林の開発事業とか、いろいろあります。精糖合併事業などというものはこの中に見受けられる。今日日本の国は御存じのとおり海外の糖価水準の低落によつて非常に混乱を巻き起こして、政府みずから価格安定帯を設けなければならぬような状況に立ち至っている。そこへもつてきて東南アジアの各国に対して精糖合併事業に日本の精糖会社を通じて多額の金を貸すということになりました。勢いそれはわが国に影響をしてくる問題であるというように、非常に一貫しない問題が私には見受けられるのであります。したがって、この際政府はさういうような、どれがどういふ性格を持つてどのような金を貸すのかというのを明らかにする必要があるのではないかと、かように感じを持てますが、長官、どういふふうにお考えになつておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋衛) 大矢先生御存じのとおり、輸出入銀行によるこの延べ払いは大体五年程度で必ず返ってくる金でございまして、いわばコマーシャルベースのものでございまして、しかし海外経済協力の一割のうちに含むものとして認められておるものでございまして、これを算入いたしておるわけでございまして、金額的にはどうしても一番これが大きな柱にならざるを得ない、かように考えます。なお海外経済協力基金の性格は、過般来しはばお答え申し上げておりますように、つまり、さういふような短期の延べ払い、

プラント輸出等によるこの延べ払い等ではとらいてできないような長期または低利の開発投資といひます。もちろんこれは返還について相当十分な見込みのあるもので、しかも長期低利を要するという事業を選びますこと、また同時に、先ほど申し上げましたが、日本と片貿易になつていてさういふような国々において開発投資をし、さうしてそれが当然に日本が輸入しなければならぬような物資について地域の肩がわりをしていくというところによつて、その地域に対する日本の輸出をさらに増進していくというふうなねらいを持って従来も運営してまいつたわけでございまして、今後ともやはりさういふ方向に重点的に行かざるを得ないかと思ひます。それで、ただいま砂糖についてのお話もございましたが、砂糖については、お話しのとおり、一昨年ごろは非常に精糖の騰貴がございました。そのためにむしろ国内の物価に対する影響等もございまして、相当世界的に非常に騰貴を来したのでございまして、それが昨年以来急に暴落をしてきたということでございます。国際的に見まして、砂糖の価格というのは非常に騰落の激しいものでございまして、今日ただいまさういふふうな非常にその価格が低落しているという現状だけをもつて、将来もそのとおりいくというふうなことを、必ずしも当を得たものでないんじゃないか。同時に甘味資源対策についても、政府として一応の対策を立てておりますけれども、これにおいてもやはり過半数以上はさういふ海外の輸入に依存せざるを得ない。そしてその依存する場合において、日本が輸出をする低開発国向け、さうして片貿易になりがちな地域において、そこに開発投資をし、そこから輸入を地域的な振りがえをしていくということ、これは日本の今後の貿易を伸ばす上においてさういふ必要事項であらうかと、かように考えるわけでございまして、またカリマンタンの森林資源の開発等につきましても、漸次フィリピンにおけるこのラワン材の資源が少なくなつてきたやうな関係もございまして、価格が漸次騰

貴がございまして。そのためにむしろ国内の物価に対する影響等もございまして、相当世界的に非常に騰貴を来したのでございまして、それが昨年以来急に暴落をしてきたということでございます。国際的に見まして、砂糖の価格というのは非常に騰落の激しいものでございまして、今日ただいまさういふふうな非常にその価格が低落しているという現状だけをもつて、将来もそのとおりいくというふうなことを、必ずしも当を得たものでないんじゃないか。同時に甘味資源対策についても、政府として一応の対策を立てておりますけれども、これにおいてもやはり過半数以上はさういふ海外の輸入に依存せざるを得ない。そしてその依存する場合において、日本が輸出をする低開発国向け、さうして片貿易になりがちな地域において、そこに開発投資をし、そこから輸入を地域的な振りがえをしていくということ、これは日本の今後の貿易を伸ばす上においてさういふ必要事項であらうかと、かように考えるわけでございまして、またカリマンタンの森林資源の開発等につきましても、漸次フィリピンにおけるこのラワン材の資源が少なくなつてきたやうな関係もございまして、価格が漸次騰

貴するという傾向もございますので、したがって新しい輸入先を開発によってつくりあげることによって片貿易を直すというこのほかに、やはり輸入についても日本がより有利な立場に立ち得るというような点もございまして、そういうふうなつまり日本の貿易構造の改善と申しますか、というような点も相当考えながら積極的にそういうふうな方面に施策をしていきたい。かように考えている次第でございます。

○大矢正君 時間がありませんから、まとめて三つほど質問をいたしたいと思います。

一つは、この出資に関する問題であります。出資とまあ融資ということになるわけですが、「特に必要がある場合」には出資をすることができると、こういうふうに法律上はなっております。

「特に必要がある場合」は出資をするというのとは一体どういう意味の解釈になるのか。どういふことを考えて「特に必要がある場合」は投資ができるというふうにしていいのか。

それからまた同じことですが、新しい改正の中に「特に必要があるときは」債券を発行したり、それからまた借り入れ金をすることができるといふ、「特に必要」といふことが使われておる。至るところに「特に必要がある場合」とうたわれておるわけなんだが、あなたのほうの先般の答弁によれば、特に必要があるのではない、もうあすからでも必要なんだから、ともかく債券の発行ができるように、あるいは借り入れ金ができるようにしてもらいたいというお話のように私は承っております。何のために特にこの「特に必要がある場合」といふことを入れておるのかということが一つ。

それからこの基金が債券を発行する際に出てくる問題であります。どういふ状態のときに債券を発行するのか、どういふ状態のときに借り入れ金をするのか、ということとは借り入れ金一本でありますれば、資金が不足すれば借り入れ金をするということは当然なものであります。そこに借り入れ金と債券というものが出ているわけでありま

するからして、債券を発行するというのはどういふ状態のときに債券を発行するのかという問題、それから債券発行に対しての政府の保証というものが現実にはない。この点はどうなるのか。

それからこの余剰金の運用について、日銀に対して預託をする、こういう一項目がこれは現行法においてあるが、日銀に預託をしなければならぬという理由は一体どこにあるのか、余剰金をその点お答えを願いたいと思ひます。

○中田吉雄君 ちよつと関連して。だいた余剰金があるわけですが、三つばかり具体的な運用の項目がありますから、それもはっきりしてもらいたい、具体的に数字を。

○国務大臣(高橋衛君) 御質問の第一点の特に必要がある場合には投資をすることができ、その投資の場合でございますが、御承知のとおり投資ということになれば、つまり株主としてその事業に経営に参加するということになる。したがって、その危険の負担も同時に株主としての立場において受けることに相なるわけでございます。ところが、貸し付けの場合においてはどこまでもこれは借り貸しの関係だけでございまして、したがって、担保があり、保証があれば必ず返ってくる、こういう性質の差異がございまして。したがって、その地域におけるところの開発のためにどうして日本が——日本と申しますよりも、基金が投資という形でその事業に関与する必要があると特に認めたような場合に投資をしよう、どこまでも原則は貸し出しでいきたい、こういう趣旨で特に必要があると認めた場合には投資をすることができ、こういうふうには私も考えておるわけでございます。

それからいま一つ、第二点であるところの債券の発行の問題でございますが、これは資金運用部資金の運用について運用部資金から借り入れる場合においては、債券の発行をするところの政府関係機関でなければならぬ、こういうふうな法律のたてまえにたしかなっているのでございます。そういうふうな関係上資金運用部資金から借り入れ

るための条件を整えるために債券を発行することができ、こういうことになりましたので、現実には債券を発行する意図は政府としては今日持つておりません。

それからいま一つ、特に必要なときは借り入れをし、また債券の発行をすることができ、こう書いたその主要な意図はどういうことかというお尋ねでございますが、経済協力基金は長期、低利を原則としておりますので、どうしても金利のことが、資金コストのかかったものでない金利のほうによりベターであることは、これはもう事実でございます。それで、そんな関係から原則はやはり金利のかからないところの政府出資金を原則としていきたい、しかしながら、財政の関係上出資がとうてい困難であるというふうな場合には、借り入れ金に依存せざるを得ない、こういう趣旨をもって「特に必要があるときは」といふふうに規定した次第でございます。なお、現在の余剰金の運用の状況等については事務当局から御答弁いたさせます。

○政府委員(高島節男君) 第三点の日銀に預託をするという方式をとるゆえんでございしますが、金をずつと出してお金あるいは融資の要望に応じてまいります場合に、ある程度当座的なものを持つていなければ事務運営がつかない。運営上円滑にいきますので、日銀に預託の規定を母法をつくりますときに置いた次第でございまして、そういった当座的な預金という形になっております。あとの資産等はこの前申し上げましたような国債その他で出資金の運営が行なわれている、それが貸し出しの要望に応じて出ていっているという形をとっております。

○中田吉雄君 具体的にどうなっているのですか。この三十条には、いま言われたように業務上の余剰金を次のような方法で運用しなくてはならぬ、一は国債の保有、二、資金運用部への預託、三、日本銀行への預金となつておるのですが、具体的な数字はどうなつていますか。

○大矢正君 日銀に預けた場合の最高限度というのは、一体過去において幾らになっておるのか。

○政府委員(高島節男君) 正確な数字が判明をいたしませんので恐縮でございますが、大体百万程度のところ、用途は若干先ほど私が申し上げました感覚よりも、当座の月給を払っていくとか、事務経費の引き当てとか、そういうものに引き当てるためのごく短期に使う金を日銀への当座として運用いたしてまいつておるようでございます。

○大矢正君 債券を発行した場合における発行の裏打ちは何なのかというこの答弁がまだない。

○国務大臣(高橋衛君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、資金運用部資金から借り入れする場合においては、債券を発行する機関であるということが条件になっておるものだから、政府として債券を発行する意図はございませんけれども、その条件を満たすという意味においてこういうふうな条件を入れた次第でございまして。したがって発行する場合におけるところの保証とかその他の準備は何もいたしておらないわけでございます。

○大矢正君 それはおかしいじゃないですか。債券を発行することができ、必要がある場合となつておるわけでしょう。なつておる際に、当然債券を発行した場合にどうするかということがないわけではございませんか。債券を発行することができると法律には書くけれども、それは発行しないのだから、それに対する保証なり裏づけなりというものは必要ないという理屈にはならないのじゃないですか。

○国務大臣(高橋衛君) この基金で借り入れ金並びに債券発行の限度を出資金とそれから積み立て金の限度額までにとめておるわけでございます。したがってその範囲で基金としては保証能力はある。それ以上特に別途に政府が保証するとか何とかという制度を設ける必要はない、こういうふうな考えておるわけでございます。

ありますけれども、その出資というものは、全部これは融資する対象になって、ことしのあなた方の想定からいけば、現実にはみな貸してしまふわけでしょう。そうすると、発行した債券に対してどういふものを担保にして債券を発行するとか、どういふ保証があるからということがなければならぬというじゃないですか。出資があるからかまわないというにはならないのじゃないですか。

○国務大臣(高橋衛) 先ほど来お答え申し上げておりますとおり、過去の事例によりますれば、債券発行等の場合においては政府保証をするのが現実の姿でございます。したがって相当巨額に債券の発行をしなければならぬという場合におきましては政府保証という問題が、当然その線が起るであろうかと存じます。そういう必要になった場合においては法律の改正等を必要とするかと思ひますが、先ほど申しましたとおり、資金運用部資金の貸し出しについての資金運用部資金法におけるところの制限の關係上、債券を発行することができるとまことにしておきたい、こういう趣旨でこういう規定を入れておる次第でございます。

○大矢正君 まあ、これは幾ら言つてもらちがあかないからしょうがないですが、そこで次にお尋ねをすることは、過去においてかなりの金額を貸し付けてまいりましたが、その貸し付けに対する担保なり抵当なりというものは、具体的にどういうことになるのか。

それから貸し付けたあと、かりに、これは据え置き期間というものがあつたかどうか、ないような感じを私は持っているのだが、あるのかどうかというところ、それから過去における貸し付けは、当然のこととして返済の年次計画があるのだが、私どもが聞いておる限りにおいては、かなりの焦げつきなり、それから、すでに返済をしなければならぬ計画があるにもかかわらず、返済されてないという内容がある、こういうふうに聞いておるのだが、その点はどうか。

○国務大臣(高橋衛) 据え置き期間があるかな

いかという問題については、これは三分五厘、二十年というような大体の標準はきめておりますが、その中で据え置き期間を置くか置かないかということは、その相手方の状態によって問題をきめるということ、必ずしも一定しておるわけではございません。

それからその次、担保の問題につきましては、担保はみなそれぞれ適当な担保を取っているわけでございます。また、いままで貸し倒れとかないとかいふような事例はいままでのところはないでございます。

○中田吉雄君 それに関連して、私聞いていますのは、ポリビアの三菱金属鉱山のやつたもの、あるいはタイのオイルシェール開発とかいふようなものは、たしか、もうかなり、実際実行済みであるが、これは失敗しているというふうになっているが、どういふことですか、ただいまの発言と関連して。

○政府委員(高島節男君) お答え申し上げます。いま中田委員のおおげになりましたケースは、いづれも鉱山の探鉱に関連するケースでございます。鉱脈があるかどうかということにまずリスクがございますが、探鉱してみるのである費用を貸し出しましたわけです。いまおあげになったのは一々記憶しておりませんが、いづれも、その意味で探鉱計画としては、稼行に値しないという結論が調査の結果出てまいりました。しかし、先ほど大臣がおっしゃいましたように、返済のほうは、担保その他は取つてございますし、同時に、基金への返済はいずれも債務者のほうから基金に対して予定どおり金を返してまいっております。これは探鉱費という非常にリスクなものをするわけでございますから、別途の担保を取つて、かつ、相当のところがやつております形でございますので、円滑な返済がなされておりますが、ただ、山が当たらないか、当たつてみないと結果が出ないわけでございますので、その点は残念だったけ

れども、しかし、その山に本格的な金はつぎ込まないものであるという判定がついたという意義があつたのではないかと存じます。

○大矢正君 昭和三十一年、八年ごろの、貸し付けが非常に低額であつた時代においては、国会においてもいろいろ議論をされたのでありますが、その際、当時の経済企画庁長官の答弁というものは、なかなか内容的にまた事業的に簡単に金を貸せるようなものは見当たらない、したがつて思ふように金を出すことができないのだというふうなことから、今日、多額の余裕金といふことが、持つてやつておるのだというふうな答弁であつた。したがつて、金貸しが逆に金預けといふことになつて、言ひなれば余つた金をそれぞれに預託をすることによつて、利子かせぎをやつていふというふうな、金貸しがまるきり逆になつたというふうな状態だつたと思ふのです。今日も多少、その傾向なしとしないわけでありましたが、二、三年前にさういふ状況であつたものが、急速に貸す対象がふえたといふことは、私どもとしては理解に苦しむ点がある。おそろくこれは、一つには、いま中田委員が言われたように、言うならば内容が多少不明確であり、不良であつても貸し付けをするという傾向が生まれてきているのではないかと。しかし、返済その他の条件からいいますと、十五年後とか二十年後に返済すればいいのでありますからして、三年や五年では、はたしてそのものが将来どうなるかといふことについてはわからないわけであり、また、幾ら議論してもこれは議論のしようがない問題です。しかし、内容的にはかなりおかしい内容を含んでいるのではないかと、これを一般では言われておる。私どもは耳にしておりま

す。それからいま一つは、特に基金をふくらますという大きな目的は、韓国なり台湾なり、あるいはベトナムなりといふような地域に、これから重点的に金を貸そうという意図があり、そのことのために借り入れ金をすることができるようになければいかぬ、あるいは債券を発行することにな

ければいかぬということが、一番の私は今日この法律の問題点だといふ気がするわけでありまして、そこで、最近新聞等でもいろいろといわれておるのではありませんが、たとえば南ベトナムに対してこの基金を通じて借款を与えるというところについては、なるほど見た目には、南北の間に於ける戦いといふものに直接関係をするものではないかもしれませんが、しかし間接的には、どうもこの戦争に協力をするといふような内容のものなきにしもあらず、たとえば、港が不良であり、それを改築すれば、当然大きな船が入る。船が入ればアメリカの軍艦が入るということ、それが一つの作戦の基地になる。これは明らかに南北ベトナムに対する日本の間接的な介入であり、援助であるといふようなことが一部いわれている向きも私は聞いているわけですが。したがつて、そういうふうなものにわが国が、経済協力であるからという理由に基づいて金を貸すといふことについては、非常に多くの疑義がある。

それから、ごく最近出されたこの資料を見ましても、韓国に対する二億ドルの借款については、その全額を基金がこれを行なうといふことになつて、思ふ。もちろんこれは、今日の韓国経済の中で見ますれば、中心は民間の経済協力に置かれる。将来危険性のある、リスクの伴う問題については、この基金を通じて行なう。そうすれば、当然のこととして、これは将来返済が不能になるといふことは想像にたかなくないところでありまして、こういうようなことをこれからこの基金がやるというところは、私は、東南アジア全体に対して特に力を入れて開発に協力をするというわが国の立場や姿勢とは、およそ違つてくるものではないかといふことを感じておるわけでございます。最後にこの点について、担当大臣、主管大臣である経済企画庁長官はどのように考へておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋衛) 第一の御質問は、創立当初二年間ぐらいというものは、貸し出しが九億程度でございます。むしろ金融機関が金を預ける

韓国並びに台湾については、台湾については、先般中田委員の御質問に対してお答え申し上げましたとおりの実態でございます。また韓国についても、大平・金メモにおいて、そういうような事項が存在していることはそのとおりでございますが、この際申し上げておきたいと存じますのは、海外経済協力基金は、借款や貸し付けをいたします際におきましても、担保を必ず取り、そして償還の確実なものということが条件になっておりますので、これがその事業が不成功に終わることによって、全然リスクがないわけではございません。

いうよりなことです、一體この日韓の合意に違
 した事項からして、七年間掘え置きで幾らです
 か、すいぶん長い期間きまつている。たとえ日
 韓のオーブン勘定ですね、清算勘定でたしか四
 千五百七十三万ドルも返済ができない、十年間無利
 子で返すというような協定を結んでいる。一體そ
 ういうところが返済が確実だと思えますか。この
 基金法あるいは業務方法書、業務の解説等を見て
 も、そういう対象にはたして値するでしょうか、
 その点をまず。

○国務大臣（高橋衛君） 今回の基金法の改正を御

○中田吉雄君　日韓交渉は、韓国内にも反対があるし、また予断を許さぬと思うのですが、この合意事項がかりに実現するとすれば、今回出されている基金に期待するものは、私の計算では、七十二億圓じゃないかと思うのです。それからこの一億五千万ドルの中華民国に対するなには、輪銀と両方ですから、これに対してやはり四千四百万ドルで基金のほうに百五十八億圓、五年間で、ということになる、三十一億で、トータル百億圓要るわけなんです。私は、今度の法改正が、あたかも

申し上げておりますとおりの状況でございます。しこうして、これも、なるほど五年間に均等で開ればそういふことになりますけれども、ここにわざわざ日本の政府が、「経済的及び技術的に実施可能である」といふことを日本の政府が確認するといふ条件をわざわざ入れました趣旨は、これは確認に相当の期間を要する、こういふふうに見ておるわけでございます。したがって、これを目的としあるいは主たる目的としてさしあたり改正をしようとする趣旨では全然ございません。もちろん法律的には、それを除外するという性格の法

律ではございませんが、今回改正の趣旨は、どこまでもさしあたつての必要な資金を用意しておきたい、こういう趣旨でございます。

○中田吉雄君 まあこの御発言もわからぬことはないですが、四十年度の投資見込み内訳を見れば、この第二十九条の二の「借入金及び海外経済協力基金債券」という新しい改正がなくてもやれるわけなんです、それが合うというのは、やはりいただいた資料の日韓、日台というのとちょうど合うわけなんです。

○国務大臣(高橋衛君) 中田先生よく御承知のとおり、法律の改正をいたします際に、どうもその借り入れなり債券の発行の限度をきめますのに、資金金たつては五分の一とか三分の一とかいう、その前例は今までございせんし、輸出入銀行は大体三倍ということになっております。したがって、法律の改正をいたします際には、これはやはり資金と同程度というものが、こういうふうな基金というふうなもの、性格から見て常識的な線じゃなからうかということ、そういうふうな御提案申し上げておるのでございまして、それと、こういうふうな日台、日韓との関係があるわけではないのでございまして。

○中田吉雄君 日本輸出入銀行法の第十八条の三を見ますと、資本金及び準備金の三倍のなかにできるよになつておるわけですね。それから計算しますと、四千四百五十九億のなかにできるのですが、実際に借り入れておるのは六割五分なんです。かりにこの法改正によつて二百億借り入れできるとしますと、六割五分とかりに輸銀と同じような率でやると百億余りになりますね。そうすると、くどいようですが、ちょうど合うのですよ。これはちょうど合うのです。いただいた資料から見ると、もうとにかく既往のなにもされて、このいただいた資料の四一ページを見ると、これなしでもやれるわけなんです。ちゃんと準備をされているのは何か伏線があり、社会党としては、吉田書簡あるいは日韓交渉、そういう全体の大きな一環じゃないかというのを思ひわけなんです。

そのことはどうです。

○国務大臣(高橋衛君) 繰り返し御答弁申し上げて恐縮でございますが、この基金法を改正いたす提案をいたしました段階におきましては、そういうふうな事実もございせんし、その準備のためにしたということではないというところはよく御了承願ふと思つております。と申しますのは、もしもその準備のためであるならば、財政投融資計画でもって資金運用部資金の資金の運用計画上やはりもう少し、十億円でなしに多額の金額を予定しなければその実行ができないわけでございますから、したがって、これはどこまでも事後に発生した事態でございまして、今後これを除外するという趣旨ではございせんけれども、この基金法の改正を提案申し上げました段階においての政府の考え方というものは、どこまでもさしあたつて必要な原資をまかなへるもの、要するに最小限度の必要な原資をまかなへる、こういう趣旨で御提案申し上げておる次第でございます。

○中田吉雄君 反駁するようですが、それはもう補正予算は何回もあるわけですから、それは補正すればいいわけですから、そういうことにも間に合うような改正じゃないかと思つておるのです。補正予算は何回か組まれますから、一年に大体二、三回あるわけでありまして、あるいは四回ぐらいあることもあるし、そこまで期ごつては悪いと思つておるが、そういうおそれもあるんじゃないか。

さらにお伺ひしたいことは、貸し付けの対象地域です、未開国はどうか、国交が回復してない未開国というものは一体どうなるのです。

○国務大臣(高橋衛君) その第一の問題は、これは実は補正がどんどん組めるような状況に日本の経済がどんどん立ち直つてくることを私も期待しておりますが、現状は、中田先生よく御承知のとおり、なかなか本年は苦しい状況じゃなからうか、こう見ているわけでございます。

それから未開国がどうなるかという問題につ

きましては、これは法律的にそれを除外していくたてまえではございません。

○中田吉雄君 除外はしていないが、現実的にはどうなりますか。その問題と、それは財政事情はなかなか苦しいと思つておる。まあ高橋長官は大蔵省の出身ですからよく御案内だと思つておる。ところがさきに言ひました佐藤総理の演説では、はつきりアジア開発銀行の構想も積極的に進めるし、ジョンソン構想にもこれである。また新たな機関もつくる、つくるべきだ、こういうことをはつきり総理大臣が協調運動記念式典で、私、その新聞の切り抜きも持つてきておりましたが、はつきり明言しておられる。したがって、この提案に対しては、四月七日、ボルチモアで行なわれたジョンソン提案に対して、この提案に対しては積極的にこたえ、この構想を受け入れるために新たな機関をつくるべきだ、日本はその一端をになうといふふうには、この財政的な見通しなしには言えないうわけ、日本に特使で来た、だれですか、ロッキンゲル、ロストウですか、政策企画委員長だか、とにかく二億ドルを要請したということが伝えられておるけれども、だから、なかなか財政事情がないとも言えないと思つておるが、どうなんですか。

○国務大臣(高橋衛君) 先ほども御答弁申し上げましたように、国連貿易開発会議において、日本があの一分に賛成する過程において、日本の態度が非常に消極的であるというふうな趣旨をもつて相当日本が苦しい立場に立つたことは、まあ立つたような経過がありましたことは、中田先生も御承知のとおりだと思つておる。しこうして、日本としては、やはり低開発国の開発に対してきつめて積極的であるという姿勢をとるべきであるといふ、その際政府として結論に達して、それに積極的に賛成する態度をきめたわけでございます。したがって、今回の場合において佐藤総理が、私も新聞記事によつて承知しているだけでございませうけれども、佐藤総理が、そういうふうな積極的な発言をなさることは、これまた日本の低開発国

に対するところの外交上の姿勢としてこれは当然であらうかと、かように思つておる。もちろん経済のこれからの動きというものはなかなかデリケートでございまして、補正が組まれるか組まれぬか、今年の経済の成長がどうなるかというふうな問題については、あらかじめこうなりますがということとを申し上げたところで、予想のはずれる場合もございまして、確定的なことは申し上げることはできませんが、少なくとも政府の対外的な姿勢としては、そういうべきである、かように考えているわけでございます。

○中田吉雄君 台湾との五百四十億円の円借款のときなんかは、私は、少なくともまあニチポールのプラント輸出等については、まあ自民党の立場としてこれだけやられるのなら、プラント輸出等について、輸銀の問題等についてつべく言ふといふくらいのコミットをとるくらいのもので、所管かどうかは知りませんが、国務大臣高橋長官としての御意見を承りたいと思つておる。

○国務大臣(高橋衛君) ただいまの御質問の点は、私の所管でございせんので、非常にまた今後対外的な問題であり、私も、積極的にそういうふうなプラント輸出が政経分離の線に沿つてどんどん進められることを心から熱望しているものとして、そういうその論議をあまりいたすことが妥当ではないのじゃないかというふうに感じますので、答弁は差し控えていただきます。

○中田吉雄君 私、一言申し上げたいことは、もう少し、アメリカのはうばかり見ずに、海外経済協力等をやるべきだ。まあ国交についてもそうだと思うのです。私、調べてみますと、ソビエトの労働政府ができた際に、できたのが一九一七年で、大正六年です。日本が承認したのは八年後です。一九二五年の大正十四年です。アメリカが承認したのは、それから八年おくれで一九三三年で昭和八年です。満州事変が起きたときに、対日政策としてソビエトと共同戦線を張るためにやつた

わけなんです。そのときは、日本はそうアメリカのほうを向きませんから、アメリカよりか八年も早くソビエト政権を承認しているわけです。まあ朝海さんなんか、アメリカにおつても、なかなか夜の目も眠れぬ、いつアメリカが中国を承認するだらうか、一歩でもおくれぬように何とかやりたいという、このような自主性のないことでは、私は、問題じゃないか。とにかく、日本が戦前におきましては、ソビエト政権ができてから八年後に承認し、アメリカはそれより八年もおくれてやっています。そこらにまあ自主性の問題がはつきり外交政策であらわれていると思うのですが、私は、どうもジョンソン構想に、もう無条件的に応じられている佐藤総理の態度はどうかと思うので、実際は、この貿易問題一般で通産大臣、佐藤総理等において願って質問したいと思うのですが、最後に申し上げたい点は、大蔵省が四月十九日に、経済協力に関する総合計画というのを検討しております。そしてその検討しました結果、今年に入ってからとった海外経済協力は、韓国に対する供与が八億ドル以上、そのうち無償供与が三億ドル、ただいま問題になりました有償援助が二億ドル、民間の経済協力が三億ドル、韓国向け借款が一億五千万ドル、インド向け第五次の円借款が六千万ドル、こうなると、非常に特徴的なことは、アジア地域に向けられる経済協力の比重が非常に高まったということ、同時に、一番大蔵省が心配しているのは、アメリカの援助の肩がわりに、アメリカの極東政策で援助しているのを日本が肩がわりさせられていくという心配を大蔵当局ですら——高橋さんの前身である大蔵当局ですら心配しているのです。まあ、ただいま実績に出ています貸し付けの二十件、出資の二件ですか、これなんか見ますと、二、三失敗したのがありますが、まあ比較的問題がないと思うのです。今度改正される、はつきりきまっておるのも、韓国とか台湾、あるいはジョンソン構想にいたえるとなれば、ベトナム、マレーシアというようになるとになると、ますます多角的な日本の貿易発展の

ためにやらなくてはならないこの経済協力が圧迫されるのです。日本の原資の都合からいって、非常に圧迫されるおそれがある。だから、その経済効果というものを考えて、そして輸出と輸入等のことを考えてやらねばいかぬということを大蔵当局ですら、——ほとんどまあ私は正しく指摘していると思うのですが、これまでの貸し付け二十件、出資二件については、比較的問題は少ないと思うのです。三つばかりの失敗した問題がある。しかし、今度の改正をきつかけに、あるいは合意に達したものの等からすると、非常に政情不安なところが対象になって、アフリカとか、あるいはその他の安定した東南アジア諸国の、日本の出超の多いところがあるんだんだん圧迫されるのじゃないかと思うのですが、そういうことはどうなりましょ

か。

○国務大臣(高橋衛君) ただいまの中田先生の御意見は、大体先生の御意見のようでございますが、政府といたしましては、どこまでも基金は、融資または投資をする機関でございます。したがって、償還の確実な、しかも、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、低開発国については、片貿易になることによつて今後の輸出の増進がはなはだ困難になつてくるというふうな事情の対象になる国が相当多数ございます。そういうふうなことに十分の手当てをしていきたい。そして、開発投資をし、そこから、いままではたとえ南北米等から輸入したものを東南アジア等の低開発国に振りかえるとか、そういうふうな方向でももつて漸次二国間におけるところの貿易のバランスをとりながら貿易の伸長をはかつていく、こういうふうな方向に寄与していきたいということ、政府としては重点的に考えている事柄でございます。したがって、もちろん日本は自主的な立場において外交を進める、進めていく次第でございます。また、アメリカの肩がわりとか何とかというものは、これはそういうふうな意図はもう全然政府としては持つておられない次第でございます。

い込みがあつて、それが基金の中に抱かれておるわけでございますから、国債その他を運用して利子をかき立てている。ただ当座の預金をするために日銀を使つておる、そういうことでございます。

○中田吉雄君 この法の三十条にありますね、三つで、これに限って運用しなければならぬ。この有利性その他からいろいろ問題じゃないですか、安全性さえあれば、これはどうなつていくのですか、内訳は実際、利子をかき立てるのなら、もっと高いところがあるわけですから、国債は安いわけですか。

○政府委員(高島節男君) ちょっと内訳はいま調べさせていただきますが、利子をかき立てることが目的であるというように、コマースにそこは徹底した運用をすることは、私の意見としてはどうかと考えております。国債あたりを持っていけるのがこ

ういう政府機関としてはわりあい妥当な方法である。やはり当座の金が必要、月給を払うなどございいますから、そういう際には当座預金として、この日銀を使うという運用になっております。

○中田吉雄君 時間もありませんので、前にくどくど申し上げましたように、この基金の性格がだんだん変質して、実質的にはアメリカの援助の肩がわりになり、他の地域がそのために圧迫されて、地域的にもアンバランスにならぬように強く期待して私の質問を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の問題に供し

た。

○中田吉雄君 最後、余裕金の運用のことをちょっと……

高島局長の話をいただいた資料とはちよつと違ふように思ふのですが、日銀ですか、どこかに給料を出したりするために百万とか何とかということだったので、この資料とは違ふようですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(高島節男君) いま申し上げました給与その他で日銀に当座をつくつておるのが百万程度でございます。あとは国債を買いましたり、資金の払

き。

○政府委員(高島節男君) ちょっと内訳はいま調べさせていただきますが、利子をかき立てることが目的であるというように、コマースにそこは徹底した運用をすることは、私の意見としてはどうかと考えております。国債あたりを持っていけるのがこ

ます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会